

こども文教委員会 案件一覧

(令和8年2月25日・26日開催分)

○付託議案審査 4件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
こども 未来部	1	第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	1	武田 こども家庭担当課長
	2	第31号議案 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	2	武田 こども家庭担当課長
	3	第32号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3	青木 子育て支援課長
	4	第33号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例	4	青木 子育て支援課長

○補正予算案の説明 2件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について (教育総務部)	1	鈴木 教育総務課長
こども 未来部	2	令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について (こども未来部)	1	柳沢 こども未来課長

○所管事務報告 12件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	雪谷小学校改築事業 基本構想・基本計画について	1	小野澤 教育施設担当課長
	2	糺谷中学校改築事業基本構想・基本計画 (案) について	2	小野澤 教育施設担当課長

教育委員会	3	令和8年度学校施設の改築着手校等について	3	小野澤 教育施設担当課長
	4	令和8年度放課後こども教室における自主学習支援業務委託事業者の募集について	4	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	5	放課後こども教室を活用した預かり事業(放課後こども教室プラス)の実施について	5	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	6	小学校における朝の居場所づくり事業の実施について	6	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	7	第24回ものづくり教育・学習フォーラムの開催報告について	7	木下 指導課長
	8	令和8年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託事業者の選定結果について	8	木下 指導課長
こども未来部	9	大田区こども誰でも通園制度 「おててひろば」について	1	青木 子育て支援課長
	10	子育て支援施設(児童館・キッズな)における開館日等の見直しについて	2	青木 子育て支援課長
	11	おおたこども家庭センター開設に伴う相談体制等について	3	山本 子ども家庭総合支援センター開設準備室長
	12	令和8年度 認可保育園等一次利用調整の結果について	4	丹野 保育サービス課長

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
こども未来部 資料1番
所管 子育て支援課

第30号議案 大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

ひとり親家庭に係る医療費の助成を受けるときの手続について、病院等に個人番号カードを提示する方法を追加するほか、規定を整備するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和8年4月1日から施行する。

大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第48号）新旧対照表

新	旧
○大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 平成元年11月24日 条例第48号 (略)	○大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 平成元年11月24日 条例第48号 (略)
第1条から第2条（略） （対象者）	第1条から第2条（略） （対象者）
第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、区内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が <u>行われる者</u> 又はこれに <u>準ずる者</u> であって規則で定めるものとする。 (1) 及び (2) (略)	第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、区内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が <u>行われるもの</u> 又はこれに <u>準ずるもの</u> であって規則で定めるものとする。 (1) 及び (2) (略)
2 (略)	2 (略)
第4条から第5条まで（略） （助成の範囲）	第4条から第5条まで（略） （助成の範囲）
第6条 区は、対象者の疾病又は負傷につい	第6条 区は、対象者の疾病又は負傷につい

新	旧
<p>て国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずる者</u>が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（医療費の助成）</p> <p>第7条 医療費の助成は、<u>医療証の交付を受</u></p>	<p>て国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずるもの</u>が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（医療費の助成）</p> <p>第7条 医療費の助成は、病院、診療所若し</p>

新	旧
<p><u>けた対象者が</u>病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、<u>医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>（病院等において、<u>当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できる場合に限る。</u>）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条の2（略）</p> <p>第8条から第13条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>くは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、<u>医療証の交付を受けた対象者が、医療証</u>を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条の2（略）</p> <p>第8条第13条まで（略）</p>

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
こども未来部 資料2番
所管 子育て支援課

第31号議案 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

乳幼児、義務教育就学児及び高校生等に係る医療費の助成を受けるときの手続について、医療機関等に個人番号カードを提示する方法を追加するほか、規定を整備するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和8年4月1日から施行する。

大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第34号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例</p> <p>平成19年3月20日 条例第34号</p> <p>第1条から第2条まで（略） （対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、児童の保護者で次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1） 保護者の保護する児童が区内に住所を有すること。</p> <p>（2） 保護者の保護する児童が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者であること。</p> <p>2（略） 第4条から第5条まで（略）</p>	<p>○大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例</p> <p>平成19年3月20日 条例第34号</p> <p>第1条から第2条まで（略） （対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、児童の保護者で次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1） 保護者の保護する児童が区内に住所を有すること。</p> <p>（2） 保護者の保護する児童が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者であること。</p> <p>2（略） 第4条から第5条まで（略）</p>

新	旧
<p>(助成の方法)</p> <p>第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)に医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)(医療機関等において、当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できる場合に限る。)を提示して、診療若しくは手当又は薬剤の支給を受けた場合に、助成する額を当該医療機関等に支払うことにより行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条から第13条まで(略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)に医療証を提示して、診療若しくは手当又は薬剤の支給を受けた場合に、助成する額を当該医療機関等に支払うことにより行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条から第13条まで(略)</p>

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
こども未来部 資料3番
所管 子育て支援課

第32号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 改正理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備
するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は公布の日から
施行する。

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（令和7年条例第72号）新旧対照表

新	旧
○大田区乳児等通園支援事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例 令和7年9月29日 条例第72号 <u>改正 令和 年 月 日第 号</u>	○大田区乳児等通園支援事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例 令和7年9月29日 条例第72号
目次（略） 第1章 総則 第1条から第9条まで（略） （職員の一般的要件）	目次（略） 第1章 総則 第1条から第9条まで（略） （職員の一般的条件）
第10条 乳児等通園支援事業所 ^所 の職員は、健 全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を 備え、児童福祉事業に熱意のある者であっ て、できる限り児童福祉事業の理論及び実 際について訓練を受けた者でなければなら ない。 （職員の知識及び技能の向上等）	第10条 乳児等通園支援事業者 ^者 の職員は、健 全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を 備え、児童福祉事業に熱意のある者であっ て、できる限り児童福祉事業の理論及び実 際について訓練を受けた者でなければなら ない。 （職員の知識及び技能の向上等）
第11条 乳児等通園支援事業所 ^所 の職員は、常 に自己研鑽(さん)に励み、乳児等通園支援 事業の目的を達成するために必要な知識 及び技能の修得、維持及び向上に努めなけ ればならない。	第11条 乳児等通園支援事業者 ^者 の職員は、常 に自己研鑽(さん)に励み、乳児等通園支援 事業の目的を達成するために必要な知識 及び技能の修得、維持及び向上に努めなけ ればならない。
2（略）	2（略）

新	旧
<p>第12条から第13条まで (略)</p> <p>(虐待等の<u>禁止</u>)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業<u>所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10<u>第1項</u>各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第15条から第16条まで (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)から(5) (略)</p> <p>(6)利用定員</p> <p>(7)乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) から(11) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業<u>所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条から第20条まで (略)</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項におい</p>	<p>第12条から第13条まで (略)</p> <p>(虐待等の<u>防止</u>)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業<u>者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第15条から第16条まで (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)から(5) (略)</p> <p>(6)<u>乳児及び幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7)乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)から(11) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業<u>者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条から第20条まで (略)</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項におい</p>

新	旧
<p>て「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員 <u>(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第22条から第27条まで (略)</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>第29条 (略)</p> <p><u>付 則(令和 年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定(「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表(第22条関係) (略)</p>	<p>て「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第22条から第27条まで (略)</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>第29条 (略)</p> <p>別表(第22条関係) (略)</p>

第33号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例

1 改正理由

- (1) 児童館の利用対象者について、従来の中学生までとする取扱いを見直し、児童福祉法第4条に定める児童の定義に基づき、18歳未満の児童とする。
また、当該児童の保護者の他、妊娠期にある方等も柔軟に支援できるよう、条文を整理する。
- (2) 施設の適正配置について検討を進める中で、利用状況や近隣施設の配置等を踏まえ、令和8年3月31日をもって大田区立大森南児童館を廃止する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和8年4月1日から施行する。

○大田区立児童館条例

新旧対照表

新	旧
○大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号	○大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号
第1条から第3条まで（現行のとおり） （使用）	第1条から第3条まで（略） （使用）
第4条 児童館を使用することができる者は、 <u>次に掲げる者</u> とする。ただし、一時預かり事業を利用する場合を除き、乳幼児は、保護者の同伴を必要とする。	第4条 児童館を使用することができる者は、 <u>小、中学生及び乳幼児並びにこれらの者の保護者（大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室にあつては、乳幼児及びその保護者）</u> とする。ただし、一時預かり事業を利用する場合を除き、乳幼児は、保護者の同伴を必要とする。
<u>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に定める児童及びその保護者（大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室にあつては、乳幼児及びその保護者に限る。）</u>	<u>(新規)</u>
<u>(2) その他区長が特に必要と認める者</u>	<u>(新規)</u>

新	旧												
<p>2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる場合は、あらかじめ区長の承認を得て、児童館を使用することができる。</p> <p>(1) 地域における子育て活動を行う場合 (2) 地域における青少年活動を行う場合</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室及び大田区立多摩川児童館新蒲田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条から第13条まで (現行のとおり) 別表第1 (第2条関係)</p>	<p>2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる場合は、あらかじめ区長の承認を得て、児童館を使用することができる。</p> <p>(1) 地域における子育て活動を行う場合 (2) 地域における青少年活動を行う場合</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室及び大田区立多摩川児童館新蒲田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条から第13条まで (略) 別表第1 (第2条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館 <u>(削除)</u></td> <td>大田区大森中二丁目13番5号 <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>同大森東一丁目児童館から同蒲田児童館まで</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条、第6条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	大田区立大森中児童館 <u>(削除)</u>	大田区大森中二丁目13番5号 <u>(削除)</u>	同大森東一丁目児童館から同蒲田児童館まで	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館 <u>同 大森南児童館</u></td> <td>大田区大森中二丁目13番5号 <u>同 大森南二丁目7番9号</u></td> </tr> <tr> <td>同大森東一丁目児童館から同蒲田児童館まで</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条、第6条関係) (略)</p>	名称	位置	大田区立大森中児童館 <u>同 大森南児童館</u>	大田区大森中二丁目13番5号 <u>同 大森南二丁目7番9号</u>	同大森東一丁目児童館から同蒲田児童館まで	(略)
名称	位置												
大田区立大森中児童館 <u>(削除)</u>	大田区大森中二丁目13番5号 <u>(削除)</u>												
同大森東一丁目児童館から同蒲田児童館まで	(略)												
名称	位置												
大田区立大森中児童館 <u>同 大森南児童館</u>	大田区大森中二丁目13番5号 <u>同 大森南二丁目7番9号</u>												
同大森東一丁目児童館から同蒲田児童館まで	(略)												

令和7年度 一般会計第6次補正予算案の概要について(教育総務部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	国庫支出金 国庫補助金 教育費補助金	校舎改修等(小)	530,905	△ 101,277	429,628	当初予算計上時より計画変更等があり、当初の歳入見込額より減額となったため。
2		校舎改修等(中)	77,799	△ 26,606	51,193	当初予算計上時より計画変更等があり、当初の歳入見込額より減額となったため。
3		公立学校情報機器整備費	0	3,080	3,080	新たに新設されたGIGAスクール構想支援体制整備事業について交付決定があったため。
4	都支出金 都補助金 教育費補助金	朝の子供の居場所づくり事業	0	556	556	新たに始業時間前の居場所づくりのモデル事業について交付決定があったため。
5		東京都公立学校施設防災機能強化支援事業	36,000	△ 8,840	27,160	便所全面改修工事等の補助事業経費等を精査したことによる減額のため。
6		学校給食費支援事業補助金	1,323,661	△ 225,516	1,098,145	一部補助の対象外となったため。
7		エデュケーション・アシスタント配置支援事業	331,950	△ 107,203	224,747	エデュケーション・アシスタント派遣委託の契約落差が生じたため。
8		東京都デジタル利活用支援員配置支援事業	0	183,070	183,070	学校に配置するICT支援員の人件費等が補助対象となったため。
9		部活動指導員配置経費補助事業	76,664	△ 20,166	56,498	想定していた配置人数等が下回ったため。
10	財産収入 財産運用収入 財産貸付収入	著作権収入	10	1,258	1,268	著作権使用料に関する寄贈を受けている城昌幸氏の作品に関する収入があったため。
合計			2,376,989	△ 301,644	2,075,345	

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	教育費 教育総務費 事務局費	小学校における放課後居場所づくり	2,975,568	△ 180,609	2,794,959	放課後ひろば(学童保育及び放課後こども教室)運営委託契約の契約落差等に伴う減額のため。
2		教科用システム等運用	4,630,094	△ 180,000	4,450,094	ICT環境構築及びICT機器賃貸借の契約落差等に伴う減額のため。
3	教育費 教育総務費 教育指導費	国際教育の推進	592,700	△ 17,500	575,200	外国語教育指導員派遣(ALT)事業による契約落差に伴う減額のため。
4	教育費 教育総務費 幼児私学費	子育てのための施設等利用給付	1,235,418	△ 30,948	1,204,470	対象園児数が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。
5		保護者負担軽減補助	677,807	△ 45,911	631,896	対象園児数が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。
6		前年度国・都支出金等返還金	0	138,580	138,580	子育てのための施設等利用給付費等について、交付額確定により超過交付返還金が発生したため。
7	教育費 教育総務費 図書館費	施設維持管理費	260,828	△ 17,486	243,342	執行委任工事請負費の契約落差等に伴う減額のため。
8	教育費 小学校費 学校管理費	維持管理	1,252,374	△ 49,787	1,202,587	小学校の運営に関わる光熱水費(電気料)の電気料金単価が下がったことによる不用額を減額するため。
9		学校職員等事務費	384,683	△ 107,203	277,480	エデュケーション・アシスタント派遣委託による契約落差に伴う減額のため。

10	教育費 小学校費 学校保健費	施設衛生管理	58,468	△ 7,200	51,268	感染症対策に必要な物品の購入が当初見込みを下回ったことによる不用額を減額するため。
11	教育費 小学校費 学校施設建設費	校舎の改築等	6,019,491	△ 1,443,410	4,576,081	契約落差や契約変更により委託料、工事請負費を減額するため。
12		校内環境衛生設備の整備	205,082	△ 30,247	174,835	便所全面改修工事の契約落差により、工事請負費を減額するため。
13	教育費 中学校費 学校管理費	宿泊を伴う校外授業	207,477	△ 30,302	177,175	移動教室運営業務委託について当初見込みを下回ったことによる不用額を減額するため。
14		維持管理	661,320	△ 36,623	624,697	中学校の運営に関わる光熱水費(電気料)の電気料金単価が下がったことによる不用額を減額するため。
15		校舎造修	1,331,894	△ 26,079	1,305,815	契約落差や契約変更による委託料、工事請負費の不用額を減額するため。
16	教育費 中学校費 学校保健費	施設衛生管理	31,388	△ 7,044	24,344	感染症対策に必要な物品の購入が当初見込みを下回ったことによる不用額を減額するため。
17	教育費 中学校費 学校施設建設費	校舎の改築	1,371,639	△ 232,958	1,138,681	契約落差や契約変更により使用料及び賃借料、工事請負費を減額するため。
18		校内環境衛生設備の整備	134,055	△ 7,947	126,108	便所全面改修工事の契約落差により、委託料及び工事請負費を減額するため。
19	総務費 総務管理費 財産管理費	普通財産撤去工事	937,225	△ 52,314	884,911	契約落差や事業計画の見直しにより工事請負費の不用額を減額するため。
合計			22,967,511	△ 2,364,988	20,602,523	

繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額	繰越明許費の内容
1	教育費 小学校費 学校管理費	校舎造修等	65,400	0	65,400	多摩川小学校照明改修工事 大森第四小学校等雨樋改修工事
2	教育費 小学校費 学校施設建設費	校舎の改築・改修及び 屋内運動場等の 整備	2,566,640	2,262,008	304,632	入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設建設 工事(第2期) 入新井第二小学校校舎改築その他工事(第1期) 田園調布小学校校舎改築その他工事(第1期)
3	教育費 中学校費 学校管理費	校舎造修等	126,598	0	126,598	大森東中学校照明改修工事、東蒲中学校照明改修 工事 大森第三中学校等雨樋改修工事
合計			2,758,638	2,262,008	496,630	

債務負担行為補正

廃止

(単位:千円)

No.	事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
1	馬込第三小学校及び (仮称)室生犀星資料館 改築その他工事	令和8年度～令和10 年度	10,483,312	1 事業目的 馬込第三小学校及び(仮称)室生犀星資料館改築その他工事 2 事業内容 経費 11,965,652 (うち教育総務部分 11,095,876) 本年度予算計上額 1,482,340 (うち教育総務部分 1,379,040) 来年度以降債務負担額 10,483,312 (うち教育総務部分 9,716,836)
2	馬込第三小学校改築工 事(プレハブリース)(契 約変更)	令和8年度～令和11 年度	311,124	1 事業目的 馬込第三小学校改築工事に伴うプレハブリース 2 事業内容 経費 311,124 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 311,124

令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について(こども未来部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	(1)子どものための教育・保育給付費	8,893,074	585,957	9,479,031	人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改定に伴い、国からの歳入も増額となるため。
		(2)児童手当負担金	10,359,164	211,403	10,570,567	3歳未満の対象者数の見込みが増加したことに伴い、歳入の増が見込まれるため。
2	国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	(1)児童虐待防止対策等総合支援事業費	33,512	△ 3,965	29,547	申請対象となる児童虐待対応強化員が年度途中の新規採用となったことで、補助対象経費である人件費が当初の想定を下回ったため。
		(2)保育対策総合支援事業費	2,014	455,734	457,748	令和7年度「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択に伴い、国庫補助金の交付対象となる事業が拡大し、国からの歳入も増額となるため。
		(3)子ども・子育て支援交付金	551,985	△ 2,756	549,229	乳幼児ショートステイ事業実施施設における専従職員の配置に要する費用の大部分が補助対象外等となり、国からの歳入も減額となるため。
		(4)就学前教育・保育施設整備交付金	80,310	△ 31,703	48,607	私立認可保育所における、建替え工事の遅れにより、整備進捗率に応じた国からの歳入も減額となるため。
		(5)子ども・子育て支援事業費	0	1,287	1,287	令和7年度(令和6年度からの繰越分)子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当制度改正実施円滑化事業分)交付要綱に基づく歳入が見込まれるため。
		(6)地域診療情報連携推進費	0	1,375	1,375	令和7年度(令和6年度からの繰越分)地域診療情報連携推進費補助金(医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業)交付要綱に基づく歳入が見込まれるため。
		(7)放課後児童クラブ等性被害防止対策設備支援	0	180	180	令和7年度(令和6年度からの繰越分)放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金(令和6年度補正予算分)交付要綱に基づく歳入が見込まれるため。
3	都支出金 都負担金 福祉費負担金	(1)子どものための教育・保育給付費	3,610,932	154,289	3,765,221	人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改定に伴い、都からの歳入も増額となるため。
		(2)児童手当負担金	1,185,884	△ 17,170	1,168,714	3歳から中学生の対象者数の見込みが減少したことに伴い、歳入の減が見込まれるため。

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
4	都支出金 都補助金 福祉費補助金	(1)一時預かり事業・ 定期利用保育事業 費補助金	51,303	△ 8,057	43,246	定期利用保育事業について、利用見込み人 数減に伴い、都からの歳入が減額となるた め。
		(2)待機児童解消区 市町村支援事業補 助	25,698	△ 4,096	21,602	私立認可保育所における、建替え工事の遅 れにより、整備進捗率に応じた都からの歳 入も減額となるため。
		(3)子供家庭支援区 市町村包括補助事 業補助金	64,306	△ 10,834	53,472	学童クラブにおける昼食提供支援事業者が 当初見込みよりも減となったこと、また、要支 援家庭を対象としたショートステイ事業が包 括補助から単独補助事業となり本補助金の 対象外となったため。
		(4)保育対策総合支 援事業費	1,245,038	△ 331,279	913,759	令和7年度「保育提供体制の確保のための 実施計画」の採択に伴い、都補助金に基づ く事業が国庫補助金の交付対象となったこ とにより、都費分は減額となるため。
		(5)子ども・子育て支 援交付金	478,942	△ 2,756	476,186	乳幼児ショートステイ事業実施施設における 専従職員の配置に要する費用の大部分が 補助対象外等となり、都からの歳入も減額と なるため。
		(6)保育サービス推進 事業	498,970	71,518	570,488	新規加算項目の追加及び各園からの交付 申請額の増に伴い、補助金の歳入増が見 込まれるため。
		(7)区市町村が行う家 庭的保育事業等	21,119	△ 5,510	15,609	家庭福祉員制度事業について、家庭福祉員 の辞退に伴い経費が減少した結果、都から の歳入も減額となるため。
		(8)認証保育所障害 児受入促進事業	1,130	2,260	3,390	障害児受け入れのための職員の加配に要 する経費の増に伴い、都からの歳入増が見 込まれるため。
		(9)子供の貧困対策 支援事業	6,272	△ 217	6,055	会議開催に係る経費の執行がなかったこ とにより、都からの歳入の見込みがなくなっ たため。
		(10)ベビーシッター利 用支援事業	446,400	△ 223,200	223,200	事業開始時期の変更に伴い、利用実績が 当初の見込みを下回ったことにより、都から の歳入が減額となるため。
		(11)都児童相談所と 子供家庭支援セン ターの連携強化事業	19,642	△ 6,042	13,600	都児童相談所への研修派遣について、想定 よりも少なかったことにより、都からの歳入 が減額となるため。
		(12)地域少子化対策 重点推進交付金	0	2,279	2,279	子育て支援ポータルサイト運用に対し、東京 都地域少子化対策重点推進交付金交付要 綱に基づく歳入が見込まれるため。
		(13)子ども医療助成 等資格確認システム 改修事業	0	1,375	1,375	子ども医療費助成等のオンライン資格確認 のための自治体システム改修等事業補助 金交付要綱に基づく歳入が見込まれるた め。
5	寄附金 寄附金 寄附金	(1)寄附金	3,105	14,747	17,852	令和7年7月1日から11月30日までに受領し た寄附金による歳入を増額補正するため。
		合計	27,578,800	854,819	28,433,619	

令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について(こども未来部)

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	総務費 総務管理費 複合施設建設費	(1)子育て支援施設等 (大森北四丁目複合施設の 整備)	82,400	△ 6,287	76,113	工事内容の見直しにより当初の見込みを下 回ったため。
		(2)大森西保育園 (大森西二丁目複合施設の 整備)	803,444	△ 65,615	737,829	工事内容の見直しにより当初の見込みを下 回ったため。
		(3)若者サポートセンター (旧男女平等推進センターの 整備)	131,893	△ 33,868	98,025	工事内容の見直しにより当初の見込みを下 回ったため。
2	福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	(1)おおた子どもの生活応援 プラン推進事業(計画)	11,024	△ 11,024	0	こども未来計画、子ども・若者計画及び子ど もの生活応援プランのこども・子育てに関す る3つの計画を統合し、「市町村こども計画」 を策定することから、子どもの生活応援プラン の計画期間を令和9年度末まで延長する ため。
		(2)乳幼児及び義務教育就 学児の医療費助成事業	3,669,910	△ 227,765	3,442,145	社会保険診療支払基金等への支出が当初 の見込みを下回るため。
		(3)産後家事・育児援助事業	102,924	28,954	131,878	制度拡充により、利用実績が当初の見込み を上回るため。
		(4)ベビーシッター利用支援 事業	486,648	△ 223,200	263,448	事業開始時期の変更に伴い、利用実績が 当初の見込みを下回るため。
		(5)認証保育所運営補助	1,426,503	420,766	1,847,269	都による補助単価の増額改定及び加算項 目の新設に伴う、補助金交付額の増額のため。
		(6)地域型保育事業運営費	1,459,224	79,666	1,538,890	人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改 定に伴う、地域型保育給付費の増額のため。
		(7)家庭福祉員制度経費	86,336	△ 16,021	70,315	家庭福祉員の辞退に伴い、運営費が当初 の見込みを下回るため。
		(8)一時預かり事業・定期利 用保育事業に係る運営費補 助事業	39,380	△ 14,508	24,872	定期利用保育事業について、利用見込み人 数が当初の想定を下回るため。
		(9)大田区次世代育成支援 緊急対策整備事業	209,513	△ 55,745	153,768	私立認可保育所の建替えについて、当初の 計画より工事に遅れが生じたため。
		(10)保育サービス推進事業	498,665	74,396	573,061	新規加算項目の追加のほか、各園からの交 付申請額が当初の見込みを上回ったため。
		(11)前年度国・都支出金等 返還金	23,443	393,167	416,610	令和6年度以前の各事業における国や都か らの超過交付金分等を返還するため。

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
3	福祉費 児童福祉費 児童福祉施設費	(1)事業運営費 (居場所づくり)	1,240,051	△ 18,694	1,221,357	児童館運営委託契約に契約落差が生じたこと及び学童クラブにおける昼食提供支援事業者が当初見込みよりも減となったため。
		(2)保育事業費	3,959,040	△ 39,322	3,919,718	保育園の給食調理業務のプロポーザル不調に伴い、令和7年度内に契約することが困難となり、令和8年度予算へ再計上するため。
4	福祉費 児童福祉費 児童措置費	(1)児童手当給付金	12,730,935	177,065	12,908,000	支給対象児童数が当初の見込みを上回るため。
		(2)保育園入所者運営費	18,034,394	821,502	18,855,896	人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改定に伴う、私立認可保育所への委託費の増額のため。
合計			44,995,727	1,283,467	46,279,194	

令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について(こども未来部)

繰越明許費

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度 繰越額	繰越明許費内訳
1	総務費 総務管理費 複合施設建設費	(1)子育て支援施設等 (大森北四丁目複合施設 の整備)	72,520	56,572	15,948	工事請負費 15,948千円 【内訳】 入新井第一小学校及び大森北四丁目複合 施設建設工事(第2期)
		(2)若者サポートセンター (仮称)西蒲田七丁目複 合施設の整備)	13,258	12,316	942	工事請負費 942千円 【内訳】 (仮称)西蒲田七丁目複合施設新築その他 工事
		(3)一時保育室 (仮称)西蒲田七丁目複 合施設の整備)	64,236	59,526	4,710	工事請負費 4,710千円 【内訳】 (仮称)西蒲田七丁目複合施設新築その他 工事
2	福祉費 児童福祉費 児童福祉施設費	(1)施設管理費 (児童館等管理運営費)	1,000	0	1,000	工事請負費 1,000千円 【内訳】 令和7年9月11日豪雨における児童館 (1施設)の雨樋改修工事
		(2)施設管理費 (保育園管理運営費)	9,000	0	9,000	工事請負費 9,000千円 【内訳】 令和7年9月11日豪雨における保育園 (7施設)の雨樋改修工事
	合計		160,014	128,414	31,600	

雪谷小学校改築事業 基本構想・基本計画について

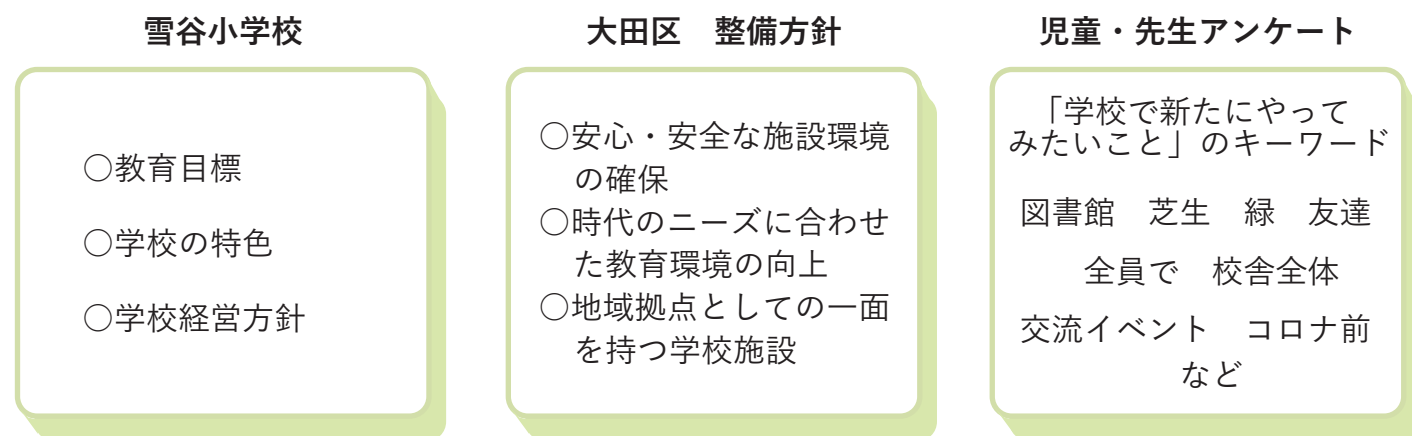
こども文教委員会
令和8年2月25・26日
教育委員会事務局 資料1番
所管 教育総務課

1 基本構想・基本計画の策定に至る背景

雪谷小学校は、校舎の大半が築50年以上経過していること、隣地敷地を購入済みで改築時に仮設校庭や工事ヤードの確保が可能であること、周辺に大規模工事が無いことから、改築を進めることとしました。

2 基本構想

雪谷小学校の特徴や教育目標、大田区の上位構想等との整合性を図りながら、児童・教職員のアンケートで寄せられた新しい雪谷小学校へのご意見をもとに、基本構想を作成しました。



■改築コンセプト

ふれあい

～ 自然とふれあい、学びとふれあい、人とふれあう ～

- 1 自然に囲まれ、四季を感じ、豊かな感情を育む環境
- 2 図書室を中心とした、新たな知識との出会いの場
- 3 仲間との絆を深め、地域とのつながりを生み出す広々とした空間

3 基本計画の策定にあたって

学校改築の基本的な考え方をまとめるため、大田区では、令和7年度より「雪谷小学校 学校改築懇談会」を設置し、具体的な検討に着手しました。

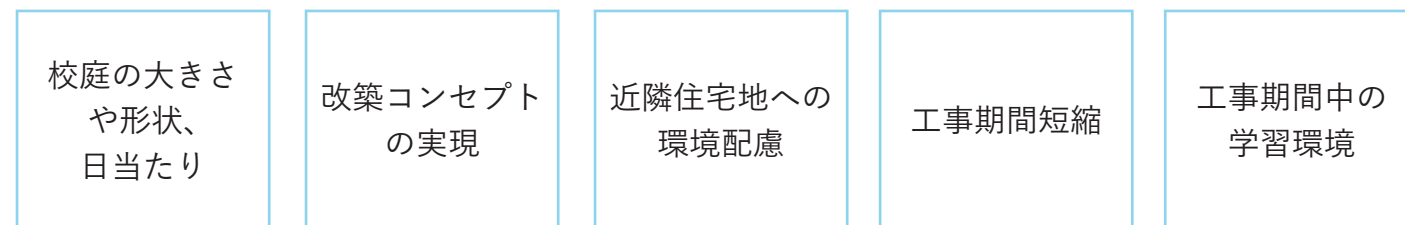
学校改築懇談会において、基本構想についてご理解いただき、意見交換やワークショップ等を活用し、協議・検討を重ねながら、基本計画の策定を進めてまいりました。

4 改築における前提条件及び方針

- 1 改築全体の工事期間短縮を前提とした上で、学校を運営しながら雪谷小学校敷地内での建替えを行う。
- 2 工事期間中は、体育館、校庭等が使用できない期間が発生しないよう、工事ステップを計画する。
- 3 改築後は、既存より広い人工芝の校庭と天然芝エリアを設け、プールは近隣施設を利用する。

5 現状の配置と改築後の配置案

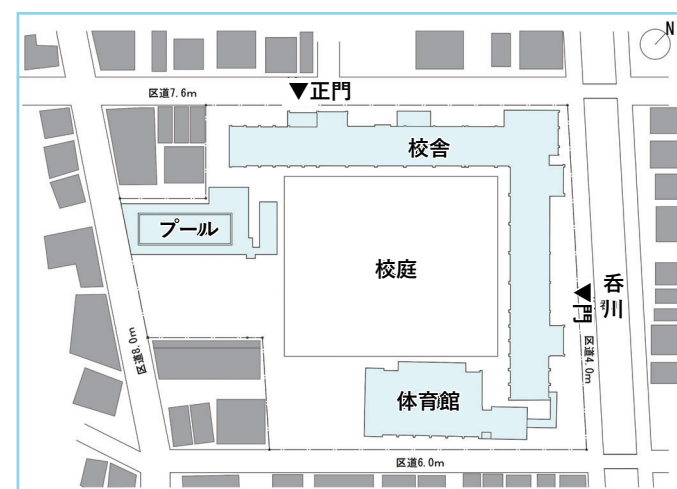
上記の「4 改築における前提条件及び方針」を踏まえ、以下のような様々な視点から複数の「新しい雪谷小学校の配置案」を比較・検討し、配置案を選定しました。



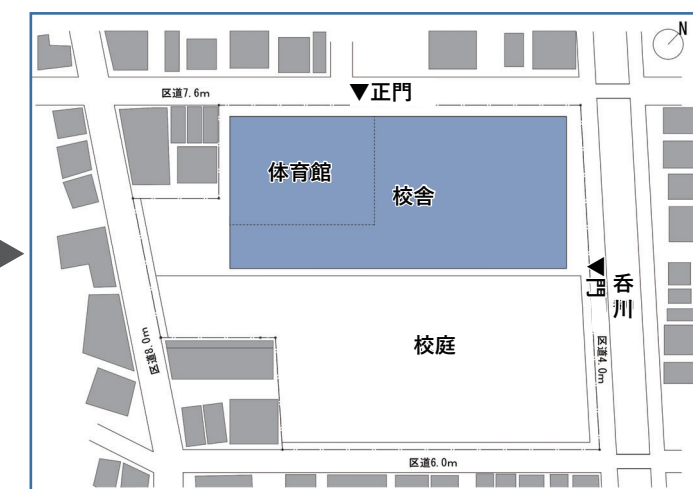
選定に至った理由は以下の通りです。

1	校庭が南側に配置されるため、日当たりが良好である
2	改築コンセプトを最も効率的・効果的に反映できる
3	近隣への環境変化を抑えられる
4	校舎と体育館を一体で整備するので、工事期間が最も短く、児童への負担を抑えられる
5	コンパクトな校舎配置により、施設運営が行いやすい

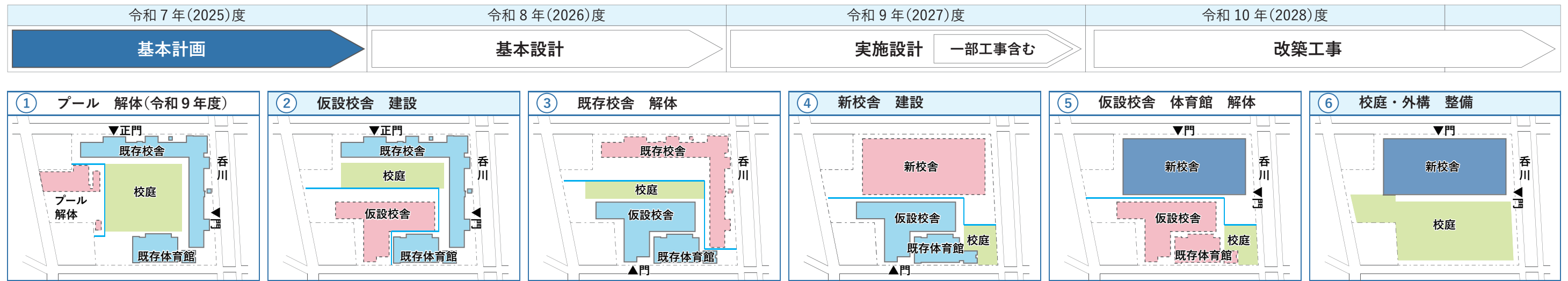
現状の配置図



改築後の配置図



6 スケジュール案及び工事ステップ

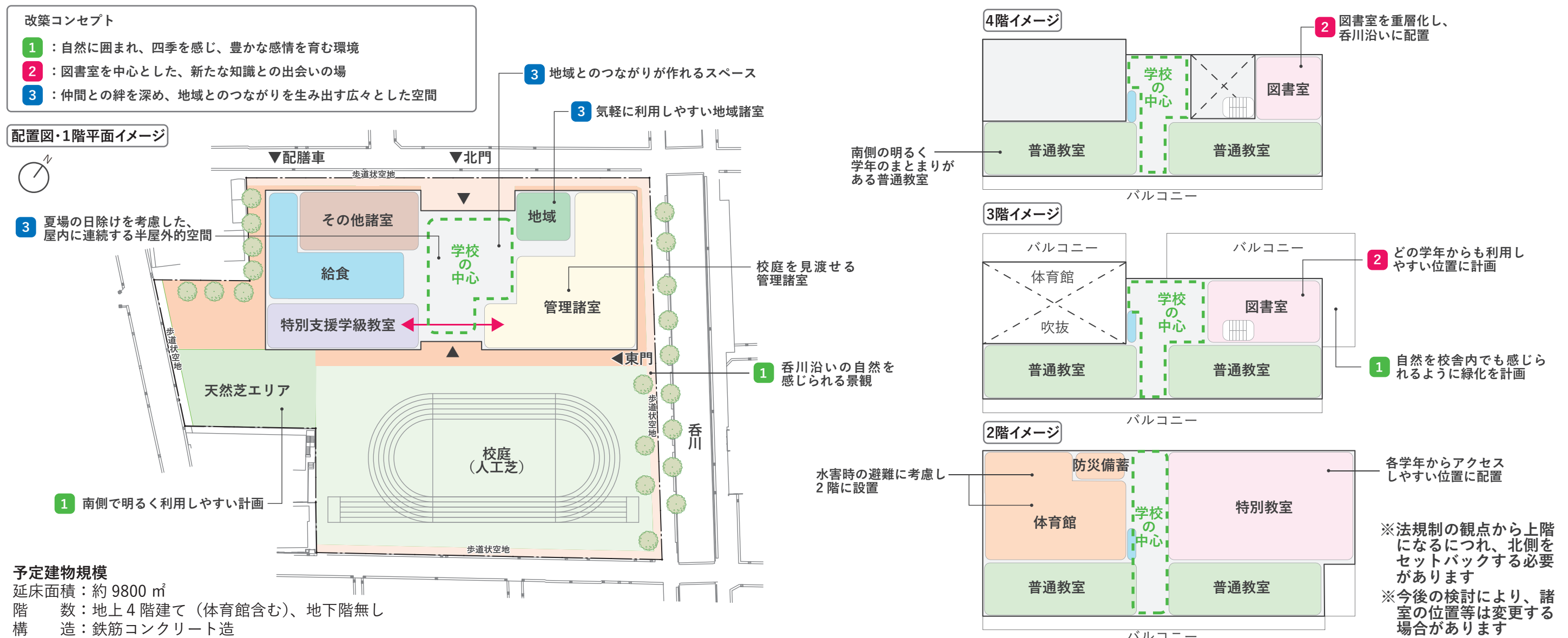


凡例 ○工事エリア ■工事対象建物 ○運営エリア ■既存校舎・仮設校舎 ■新校舎 ■校庭

※本資料における「スケジュール案」については、現時点で予定しているものであり、今後の基本設計・実施設計における詳細な検討に伴い、変更する可能性があります。

7 新校舎のゾーニング案

改築コンセプトを踏まえた各教室などのゾーニング案は、下記の図のとおりです。



糺谷中学校改築事業基本構想・基本計画（案）について

糺谷中学校は、校舎の大半が築50年以上経過するなど老朽化が進んでいることから全面改築に向けて具体的な検討に着手した。教育委員会では、区の教育ビジョンや糺谷中学校の教育目標等の内容を踏まえ、学校改築懇談会やワークショップ等で意見交換を行い、検討を重ね、基本構想・基本計画（案）を作成した。

なお、改築にあたっては大田区学校施設個別施設計画に基づき、糺谷中学校の仮設校舎を北糺谷小学校でも継続して利用し全体的な工期の短縮を目指すとともに、体育館棟の長寿命化改修についても検討する。

1 コンセプト及び施設整備方針

(1) コンセプト

糺谷の繋がりをひらいてひろげる

世代を超えて、国際色豊かに、新しい仲間も一緒になって、
学び合い成長できる「未来を創る学校」

(2) コンセプトを実現する施設整備方針

ア 学び

『学校全体が学びの場になる』

『夜間学級を活かし、国際教育を育む』

『地域と連携して共に成長する』

イ 生活

『いろいろな人にやさしい』

『居場所を選択できる』

『快適に使える』

ウ 安心

『災害拠点として地域を守る』

『地域の人がいっぱいいる』

『変化に対して柔軟に対応する』

(3) 改築における方針

ア 仮設校舎を北糺谷小学校の無人改築用の校舎として連続利用し、体育館と校庭を共用する

イ 体育館棟については築年数が浅く、劣化度調査の結果も問題なかったため長寿命化改修とする

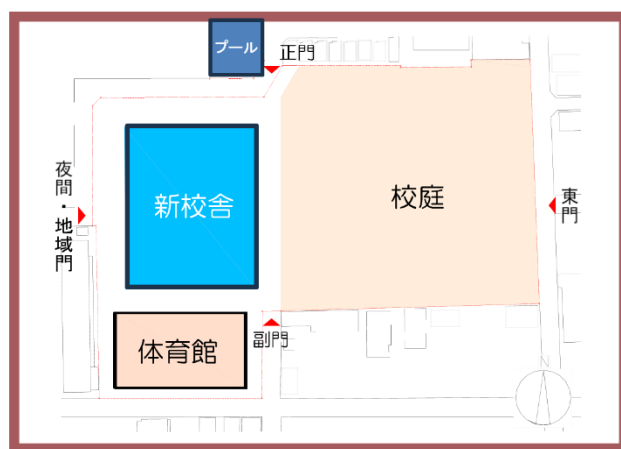
ウ プール棟については、近隣の複数校で共同利用可能な屋内温水プールの整備について検討する

2 現状の配置と改築後の配置案

現状の配置図



改築後の配置案（予定）



3 スケジュール（予定）

- (1) 令和8年3月 基本構想・基本計画（案）説明会
- (2) 令和8年度から令和10年度 基本設計・実施設計
- (3) 令和10年度以降 工事着工

令和8年度学校施設の改築着手校等について

1 改築校等選定にあたっての考え方

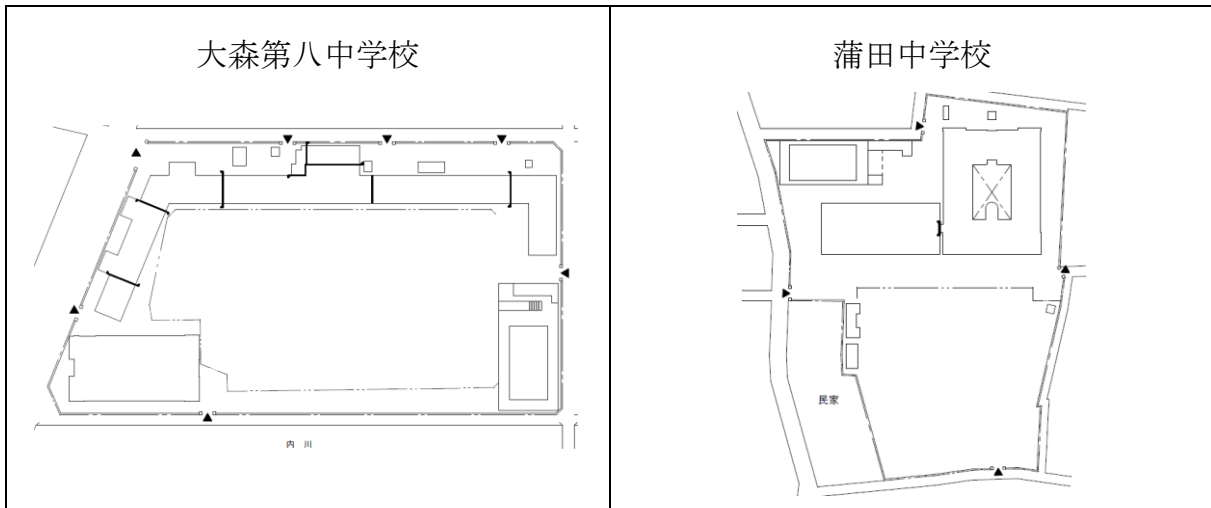
以下の視点を踏まえ、改築校を選定することとする。

- (1) 建物の劣化状況や周辺小中学校の築年数などを踏まえ優先度の高い学校を選定し整備する。
- (2) 中学校から優先して整備を行い、同一児童・生徒が小中学校ともに在学期間と改築工事期間が重ならないよう配慮する。
- (3) 当該校周辺で他の公共工事や再開発事業など大規模な工事と重複しないよう配慮する。
- (4) 各学校の創立記念事業などの行事予定を考慮する。
- (5) 教育環境の向上及び近隣への配慮のため、工事期間の短縮が見込める。

2 令和8年度改築着手校等及びスケジュール

- | | | |
|----------|-------|------------|
| ・大森第八中学校 | 令和8年度 | 改築事前調査 |
| ・蒲田中学校 | 令和8年度 | 長寿命化改修事前調査 |

3 配置図及び概要



所在地	大森西二丁目 21 番 1 号	蒲田一丁目 12 番 15 号
敷地面積	14,626 m ²	11,282 m ²
既存校舎等の延床面積	9,686 m ²	8,240 m ²
既存校舎構造	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 4階建
令和7年度生徒数	534人 (15学級) 特別支援学級 18人 (3学級)	241人 (8学級) 特別支援学級 14人 (2学級)

令和8年度放課後こども教室における 自主学習支援業務委託事業者の募集について

1 募集理由

児童の学習習慣の定着及び基礎学力向上を図るため、放課後こども教室において、児童の宿題や自主的な学習を支援・指導する自主学習支援業務を区内全59の小学校で本格実施する。

効果的な事業実施のため、令和8年度に新たに実施する53校において、学習支援・指導に係る業務ノウハウや経験を有する事業者を募集して、業務を行う。

2 募集について

(1) 募集方法

公募プロポーザル方式（業者提案方式）とする。

(2) 選定方法

放課後こども教室における自主学習支援業務委託事業者選定委員会において書類審査、面接審査により選定する。

(3) 選定スケジュール（予定）

	月 日	項 目
1	令和8年2月12日（木）	募集要項等の公表（ホームページ）
2	2月19日（木）	募集内容に関する質問の受付期限
3	2月26日（木）	質問に対する回答（ホームページ）
4	3月5日（木）	応募書類の提出期限
5	3月中旬	一次審査（書類審査）結果通知発送
6	3月30日（月）	二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）
7	4月上旬	選定結果通知発送
8	5月1日（金）	業務委託開始

(4) その他

モデル実施中の6校（中富小、大森東小、松仙小、赤松小、羽田小、相生小）においては事業者選定は行わず、令和8年度も現在の事業者が継続して実施予定。

放課後こども教室を活用した預かり事業 (放課後こども教室プラス) の実施について

1 事業目的

例年、各学童保育施設で定める定員に対し、一部施設では入所申請数が定員数を上回り、学童保育施設に入ることができない学童保留児が発生している。しかし、こうした施設での新たなスペース確保が難しいため、定員拡充が困難な状況である。

そこで、保護者が夕方に就労等で家庭にいない児童を対象に、17 時以降も学校内で安全・安心に過ごせるよう、放課後こども教室終了後の時間帯を活用し、学童保留児の受け皿となる放課後の居場所環境を提供する。

(参考) 放課後こども教室と学童保育の制度比較

	放課後こども教室	(参考) 学童保育
対象	誰でも利用可能 (当該学校の児童)	就労等で保護者が家にいない児童
費用	無料	有料
定員	なし	あり
利用時間	17 時まで	最長 19 時まで

2 事業の実施

(1) 実施期間

令和 8 年 4 月から実施

(2) 事業内容

①利用時間、料金

- ・放課後こども教室終了後の 17 時から 18 時までの 1 時間
- ・利用料金は無料

②利用条件

- ・保護者が夕方の時間帯に就労等で家庭にいない児童
- ・学童保育の利用をしていない児童

③対象予定施設 (学童保留児が多い学校・地域の 7 校を対象に試行実施)

大森第三小、山王小、馬込第二小、久原小、池雪小、高畑小、矢口小

(3) 今後のスケジュール

令和 8 年 2～3 月 令和 8 年度利用登録受付

4 月以降 放課後こども教室プラス実施開始

こども文教委員会 令和 8 年 2 月 25・26 日
教育委員会事務局 資料 6 番
所管 教育総務課

小学校における朝の居場所づくり事業の実施について

1 事業目的

共働き世帯が増加する等、家庭の事情により通常の児童登校時間よりも早く学校に登校を要する児童の安全・安心な居場所づくりが課題となっている。

そこで、区立小学校において、学校敷地内に朝の居場所を確保し、委託事業者による児童の受け入れ及び見守り等を実施することで、児童の安全・安心な居場所を確保する。

2 事業の実施

(1) 実施期間

令和 8 年 4 月以降、段階的に実施

※ 原則として土曜日、日曜日、祝日等を除く平日の学校開校日に実施。

ただし、三季休業期間の平日（放課後ひろば実施日に限る。）は実施予定。

(2) 委託事業者

大田区シルバー人材センター

(3) 事業内容

・実施時間

午前 7 時 30 分～始業開始時間まで（学校の状況により変動あり）

・事前登録制（児童氏名やクラス、緊急時の保護者連絡先など）

・朝の居場所では、児童は主に「読書」や「勉強」を行う予定

(4) 今後のスケジュール

令和 8 年 2～3 月 各校との調整（児童の居場所の設定等）

3 月以降 保護者等への案内・周知

4 月以降 段階的に実施

令和7年度 第24回ものづくり教育・学習フォーラムの開催報告について

こども文教委員会
令和8年2月25・26日
教育委員会事務局 資料7番
所管 指導課

事業の目的

- ものを創る感性、主体的な態度、工夫・創造する能力の育成
- ものづくりの重要性や技能、技術が果たす役割の理解、地域産業の重要性や、ものづくりを支える勤労者を尊敬する態度、望ましい勤労観や職業観の育成
- 技術立国日本、ものづくりのまち大田の将来を支える人材の育成
- ものづくりへの興味・関心、社会・産業の理解の涵養による、地域への愛着の深化

実施団体等

- 主催 大田区教育委員会
- 主管 ものづくり教育・学習フォーラム準備会
- 共催 大田区、大田区産業振興協会、大田区立小学校長会、大田区立中学校長会、大田区教育研究会、大田区立小学校PTA連絡協議会、大田区立中学校PTA連合協議会
- 協力団体・企業等
おおた少年少女発明クラブ、東京都職業能力開発協会、おおた fab、東京都洋裁技能士会、東京都板金工業組合、大田工業連合会、大田区建築あっせん事業連絡協議会、東京蒲田ロータリークラブ、東京都立城南職業能力開発センター大田校、キャリアクリアリング、おおたコマプロジェクト 大森工場協会、(株)ジャンメ、六郷 BASE、大田区に昆虫の楽園を作る会、東邦大学医療センター大森病院蔵前工業会・くらりか、東京都立つばさ総合高等学校、東京都立六郷工科高等学校、東京実業高等学校(新規) 東京都立城南特別支援学校、東京都立矢口特別支援学校、東京都立品川特別支援学校

事業の沿革(経過)

- 平成12・13年度、14・15年度、16・17年度に文部省(文部科学省)「ものづくり学習振興支援事業推進地域」として指定
平成12年度よりものづくり学習振興協議会の設置・開催
- 平成14年度よりものづくり教育・学習フォーラムの実施
(過去数年の来場者数 第14回7,919名 第15回6,850名 第16回9,646名 第17回7,953名 第18回6,469名 第19回中止 第20回2,191名 第21回4,894名 第22回5,522名 第23回6,333名)
- 令和2年度 厚生労働省事業「地域発! いいもの」に選定

本年度の事業内容

日時：令和8年1月17日(土) 9:00~16:00

会場：大森スポーツセンター 対象：大田区内小中学生、保護者、区民

○作品展示 小学校30校、中学校全28校、特別支援学校3校

◎教科「おおたの未来づくり」等における学習成果のパネル展示と机上展示を実施



○大田区小学生科学展 小学校29校

◎東京都小学生科学展向けに出品された大田区立小学校の学校代表作品29点のパネルを展示

○舞台発表 小学校9校、中学校5校、高等学校2校、関係団体1団体

- ◎小学校：教科「おおたの未来づくり」等における学習成果の発表
- ◎中学校：企業と連携して取り組んだものづくり学習の成果及び職場体験における体験や見学の発表
- ◎東京都立六郷工科高等学校、東京実業高等学校、六郷 BASE：ものづくり学習発表



○ものづくり競技会 木工部門：中学校7校12名、ソーイング部門：中学校7校8名

- ◎技術分野(木材部門)は「一枚板からの自由作品製作」家庭科分野(ソーイング部門)は、「1mの布からのバッグ製作」をテーマに午前・午後合わせて、4時間の製作を実施
- ◎講師が審査し、蒲田ロータリークラブ(最優秀)賞1名、優秀賞2名、技能賞2名、アイデア賞2名を授与



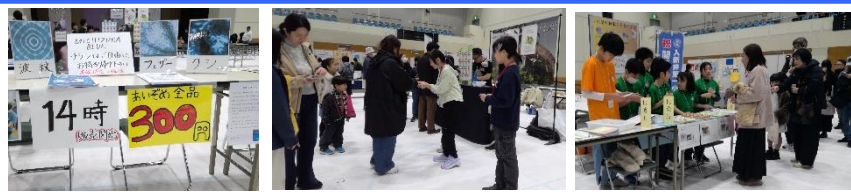
○ものづくり体験 12団体による16種類の体験

ミシンを使ったものづくり体験、アルミ缶クラフトづくり体験、3Dプリンタでネームプレートづくり、椅子づくり、パズルチャームづくり、機織り体験、LEDと光ファイバーでつくる夜空の星、ペンギンペン立ての作成
おおたコマ組み立て、コマのパーツづくり、簀編みの壁掛け、貝殻アート、紙コプター、種の標本、回っていなくても倒れないコマづくり、電子工作体験



○おおたの未来づくり販売ブース 小学校4校

- ◎大森第五小学校×協力企業：ハタノ製作所 … ネジの動物「ネジマル」の販売
- ◎入新井第一小学校×協力企業：よね屋 … 和菓子の販売
- ◎入新井第二小学校×協力企業：ドン・キホーテ大森店 … 「防災グッズ」の紹介
- ◎道塚小学校×協力企業：藍熊染業 … 「藍染ハンカチ」の販売



○オリジナルトートバッグ

- ◎雪谷小学校児童がデザインを担当
- ◎舞台発表及びものづくり競技会参加者への参加賞として提供



本年度の成果と課題

(延べ) 来場者数：6,187名(うち、体験コーナー参加幼児・児童・生徒：628名)

- 【成果】・保護者、教職員及び地域の方々が、教科「おおたの未来づくり」に関する学習内容について、興味・関心を高めることができ、教科「おおたの未来づくり」の普及・啓発に繋がった。
 - ・東京都立特別支援学校3校に展示発表で御協力をいただき、共生社会の実現という視点で、充実させることができた。
 - ・大田区産業振興協会をはじめ、大田工業連合会、大田区立小学校PTA連絡協議会、大田区立中学校PTA連合協議会等との連携を進め、円滑な運営ができた。
 - ・体験コーナーの運営や準備の会場設営等を外部に委託することで、より円滑に運営することができた。
 - ・東京蒲田ロータリークラブから「ものづくり競技会」の最優秀賞に副賞の提供をいただいた。木工部門は、3Dプリンタ、ソーイング部門は、ミシンを御提供いただいた。
 - ・雪谷小学校に依頼し、「舞台発表」及び「ものづくり競技会」の参加児童・生徒に、雪谷小学校の児童がデザインしたオリジナルトートバッグを配布することができた。
- 【課題】・舞台発表の会場変更により、落ち着いた環境で観覧することができたが、観覧者を当該学校の保護者のみと限定したため、発表の成果を多くの方に見てもらえるように工夫する必要がある。

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
教育委員会事務局 資料8番
所管 指導課

令和8年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託事業者の選定結果について

令和8年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託事業者を以下のとおり選定した。

1 契約候補事業者

名称：株式会社JTB 教育第二事業部

所在地：東京都品川区上大崎2-24-9 目黒IKビル3階

2 契約期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

3 選定理由

- (1) 派遣生徒及びその保護者に対する支援内容が優れている。
- (2) 日本・現地でのサポート体制（連絡・協議体制、対応等）及び緊急時の対応が具体的かつ適切である。
- (3) 業務全般における調整力・対応力が高く、円滑な事業実施が期待できる。

4 応募事業者数

アメリカコース：4事業者

オーストラリアコース：5事業者

5 派遣期間（予定）

アメリカコース：令和8年7月23日から8月4日まで（13日間）

オーストラリアコース：令和8年7月25日から8月5日まで（12日間）

6 選定経過

項目	日程
公募期間（大田区HP）	令和7年12月12日（金）から令和8年1月22日（木）まで
一次審査（書類審査）	令和8年1月26日（月）から1月29日（木）まで
二次審査（ヒアリング審査） 二次審査結果（決定）	令和8年2月9日（月）
事業委託候補者決定通知発送	令和8年2月12日（木）

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
こども未来部 資料1番
所管 子育て支援課

大田区こども誰でも通園制度 「おててひろば」について

1 趣旨

全てのこどもの育ちを応援するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労条件を問わず保育所等へ通園できる「乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）」が、令和8年度から全国の自治体で本格実施となる。

大田区においては、月160時間まで利用できる「大田区こども誰でも通園制度 おててひろば」を令和8年4月1日から開始する。

2 事業概要

(1) 対象者

保育所等に通っていない生後6か月から3歳未満の乳幼児

(2) 利用時間数

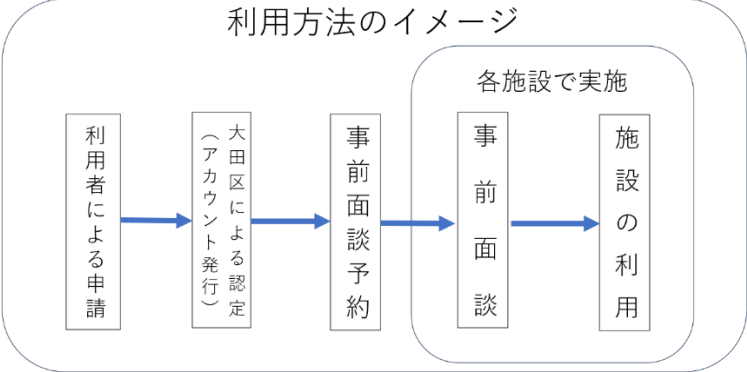
月160時間まで

※国制度は月10時間まで。東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」と一体的に実施し、月150時間分を加算する。

(3) 利用料金

原則として無料 ※施設によって、その他費用がかかる。

(4) 利用イメージ



(5) 実施予定施設

8 施設

<施設一覧>

施設名	所在地	受入定員 (名)			
		0歳	1歳	2歳	計
クオリスキッズくがはら保育園	東嶺町 28-4	3	5	0	8
クオリスキッズ北千束保育園	北千束 2-25-11	3	5	0	8
美原保育園	大森東 1-28-2	0	4	2	6
すみれナーサリー	北馬込 2-50-1	3	0	0	3
簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園	西糀谷 4-29-16	2	0	0	2
簡野学園ふぞく仲六郷保育園	仲六郷 1-29-10	0	2	0	2
簡野学園ふぞく幼稚園	本羽田 1-4-1	0	0	18	18
鵜ノ木幼稚園	南久が原 2-19-3	0	0	12	12
合計		11	16	32	59

3 実施スケジュール

(1) 利用申請開始 令和8年3月12日(予定)

(2) 施設利用開始 令和8年4月1日

4 その他

国制度「こども誰でも通園制度」と東京都「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の一体的な事業として実施するにあたり、利用者向けにわかりやすく広報するため、本事業の呼称を「おててひろば」とする。

※「おててひろば」は、頭文字を取り、「大田区(お)」「手と手をつなぐ(て)」「丁寧な見守り(て)」「一人じゃない子育て(ひ)」「6か月から使える(ろ)」「場所(ば)」を表す。

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
こども未来部 資料2番
所管 子育て支援課 子ども家庭支援センター

子育て支援施設（児童館・キッズな）における開館日等の見直しについて

1 概要

近年、核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、子育て支援施設（児童館・キッズな）の利用について、土曜日に加え、日曜日の開館に対するニーズが高まっている。

こうしたニーズや利用状況を踏まえ、より効果的かつ継続的な施設運営と子育て家庭の居場所の確保を図るため、施設の開館日の見直しに向けた試行を行う。

2 見直し内容

(1) 日曜日の対応について

ア 実施内容

令和8年度から試行的に、区内子育て支援施設10施設（児童館7施設・キッズな3施設）において、日曜日に施設を開館し、乳幼児親子やこどもたちの安全な遊び場等、居場所を提供する。

イ 試行時期

令和8年4月から令和9年3月31日まで（予定）

ウ 実施施設（※配置イメージは別紙を参照）

●Aグループ（第1・第3日曜日）※第5日曜日は実施しない。

大森児童館、洗足池児童館、矢口児童館

キッズな六郷、キッズな大森（令和8年10月～）

●Bグループ（第2・第4日曜日）

南馬込三丁目児童館、萩中三丁目児童館、本蒲田児童館、乳幼児ひろば東嶺町

キッズな蒲田（令和8年11月～）

エ 開館時間

午前10時から午後4時

(2) 児童館における祝日等の対応について

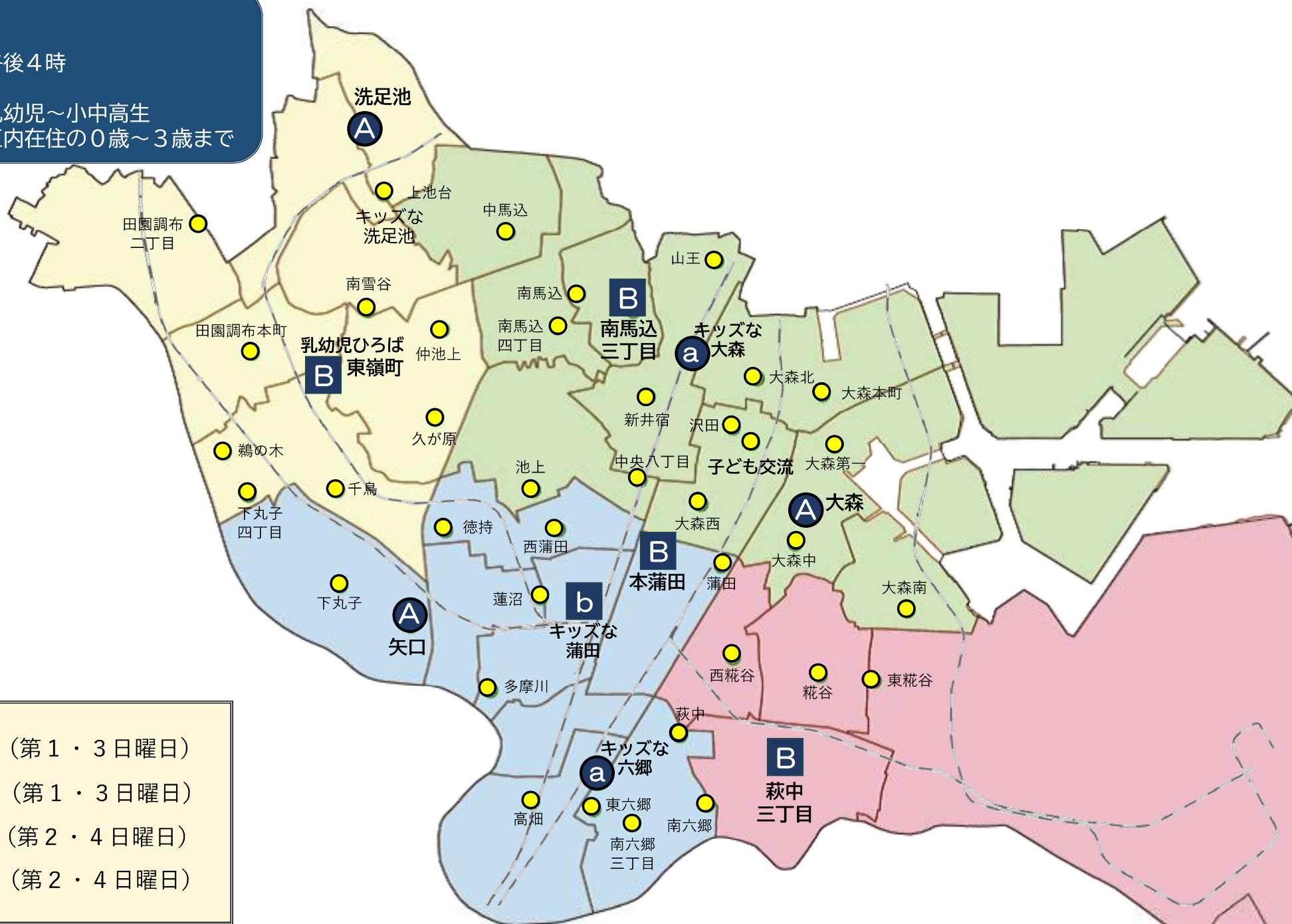
国民の祝日に関する法律に定める休日、1月2・3日、12月29～31日については、引き続き休館日とする。なお、従前開館していたこどもの日は、利用実績やニーズを踏まえ、休館日とする。

子育て支援施設（児童館・キッズな）における日曜日実施施設【配置図】

(別紙)

【実施内容】

- 運営時間
午前10時～午後4時
- 対象者
児童館) 乳幼児～小中高生
キッズな) 区内在住の0歳～3歳まで



- A** 児童館 (第1・3日曜日)
- a** キッズな (第1・3日曜日)
- B** 児童館 (第2・4日曜日)
- b** キッズな (第2・4日曜日)

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
こども未来部 資料3番
所管 子ども家庭総合支援 センター開設準備室

おおたこども家庭センター開設に伴う相談体制等について

令和8年8月1日設置予定の「おおたこども家庭センター」の相談体制等について以下のとおりとする。

1 土曜日の電話相談について

	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日（土）以降
相談受付先	子ども家庭支援センター大森	キッズな大森
相談時間	毎週土曜日 9時30分～18時	毎週土曜日 10時から18時 隔週日曜日 10時から16時 (隔週日曜日は委託後から)

土曜日、日曜日の虐待等の緊急案件は、従来どおり警察・児童相談所と引き続き連携し対応する。

土曜日に相談対応している子ども家庭支援センター職員を、平日の対応に充て、虐待相談対応等の強化を図る。

2 着信短縮ダイヤル（#9924）の設置

児童虐待通報専用ダイヤル「03（5753）9924」について、着信短縮ダイヤルを新たに設置する。

（1）目的

児童虐待等こどもの安全に疑義がある状況において、通報者が、より迅速に連絡ができる環境を整備し、早期発見・対応に資する。

（2）詳細

着信短縮ダイヤル「#9924（シャープキューキューツーホー）」を設置
※一部携帯電話等を除く

（3）稼働開始時期

令和8年4月1日

（4）周知方法

HUGくみ（子育て支援ポータルサイト）、区公式ホームページ、区報、デジタルサイネージ、SNS など

こども文教委員会 令和8年2月25・26日
こども未来部 資料4番
所管 保育サービス課

令和8年度 認可保育園等一次利用調整の結果について

令和8年4月認可保育園等一次利用調整の結果について報告する。

<一次利用調整の結果>

区分	8年度	7年度	増減(人)
申込数	4,643人	4,350人	293人
内定数	3,404人	3,310人	94人
保留数	1,239人	1,040人	199人
うち育児休業 延長希望	230人	305人	▲75人

<二次利用調整の予定>

- 申込期限 令和8年2月9日(月)
- 結果通知発送 令和8年3月4日(水)